

## 看取り環境整備費補助金交付要綱

### (総則)

第1条 介護施設等において、看取り対応が可能な環境の整備に要する費用に対する補助金の交付については、補助金等交付規則(昭和47年横須賀市規則第33号。以下「規則」という。)に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 介護施設等 次に掲げるものをいう。

ア 特定施設入居者生活介護事業所(介護保険法(平成9年法律第123号、以下「法」という。)第8条第11項に規定する特定施設入居者生活介護及び法第8条の2第9項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護を行う事業所をいう。以下同じ。)

イ 小規模多機能型居宅介護事業所(法第8条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護及び法第8条の2第14項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護を行う事業所をいう。以下同じ。)

ウ 認知症高齢者グループホーム(法第8条第20項に規定する認知症対応型共同生活介護及び法第8条の2第15項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護を行う事業所をいう。以下同じ。)

エ 看護小規模多機能型居宅介護事業所(法第8条第23項に規定する複合型サービスを行う事業所をいう。以下同じ。)

オ 介護老人保健施設(法第8条第28項に規定する介護老人保健施設をいう。以下同じ。)

カ 特別養護老人ホーム(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)

キ 養護老人ホーム(老人福祉法第20条の4に規定する養護老人ホームをいう。以下同じ。)

ク 軽費老人ホーム(老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。)

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当

する者とする。

- (1) 既存の介護施設等において、看取り対応が可能な環境の整備を行う当該介護施設の設置者
- (2) 本市に看取り介護加算又はターミナル加算の届出がなされている介護施設等であること。ただし、届出がなされていない場合でも、いずれかの加算の算定条件を満たしていれば該当するものとする。
- (3) 看取り環境の整備を行う個室については、看取り及び家族等の宿泊のために充分なスペースを確保することとする。整備した個室に関しては看取りに利用することを原則とするが、看取りとしての利用がない期間において、入所者の静養や家族等の一時的な宿泊等に使用することを可能とする。
- (4) 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）について、この要綱の規定による補助金と同様の趣旨の他の補助金等の交付（国、県その他団体によるものを含む。）を受けていないこと。
- (5) 賃貸借した建物で整備を行う場合は、建物所有者と事業者間で締結する賃貸借契約書中に当該補助金を活用して形成した資産の管理・所有は事業者であることを明記すること。
- (6) 横須賀市暴力団排除条例（平成24年横須賀市条例第6号）第2条第2号に規定する暴力団でないこと及び当該者の役員（看護小規模多機能型居宅介護事業所を診療所が開設する場合にあっては、当該診療所の管理者を含む。）が同条第3号に規定する暴力団員でないこと。

（補助対象経費）

第4条 補助対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、看取り対応が可能な環境を整備するため、看取り及び家族等の宿泊のための個室の確保を目的とした次の経費を対象とする。

- (1) 施設の改修に要する費用
  - (2) 設備及び備品等の購入費用。ただし、事業完了日までに物品の引渡及び対価の支払が完了する経費を対象とする。
- 2 次に掲げる費用については、補助の対象としない。
- (1) 交付決定日までに事業を実施している又は事業が完了した費用
  - (2) 事業者と建物所有者が異なる場合に、建物所有者が整備・改修等を行う費用
  - (3) その他看取り対応が可能な環境整備として適當と認められない費用

(補助金額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、次に掲げる金額のうち、いずれか低い額とする。ただし、算出した額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

(1) 交付基準額 350万円

(2) 補助対象経費に係る実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とし、事務費については、工事費の2.6%を限度とする。

(交付申請)

第6条 規則第4条第3号に規定するその他参考となる書類は、次に掲げるものとする。

(1) 補助申請額算出調書(第1号様式)

(2) 事業費内訳書(第2号様式)

(3) 看取り環境整備事業計画書(第3号様式)

(4) 案内図、配置図、平面図及び立面図

(5) 見積書の写し

(6) 工事工程表

(7) 定款

(8) 財産目録

(9) 貸借対照表

(10) 役員の氏名、氏名のふりがな、住所、生年月日及び性別を記載した一覧表

(実績報告)

第7条 規則第10条に規定する市長の定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 歳入歳出決算(見込)書

(2) 補助精算額算出調書(第4号様式)

(3) 事業費精算内訳書(第5号様式)

(4) 看取り環境整備事業報告書(第6号様式)

(5) 建築検査済証の写し

(6) 工事契約書等の写し

(7) 工事工程表

(8) 購入した備品が確認できる納品書等

(9) 事業の完了を確認できる写真

(10) 支払領収書の写しその他これに準ずるもの

(財産処分の制限)

第8条 規則第15条ただし書の規定による市長が定める期間は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成20年厚生労働省告示第384号）に定める耐用年数に相当する期間とする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第9条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助対象者は、実績報告後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税に係る市が指定する報告書等により、すみやかに市長に対して報告しなければならない。この場合において、補助対象者が法人の支部、支社、支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等において消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部、本社、本所等の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこととする。

2 市長は、前号の規定による報告があった場合には、補助対象者に対し当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(書類等の整備)

第10条 補助金の交付を受けた者は、規則第8条に規定する書類及び帳簿等を当該補助事業の完了した市の会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(その他の事項)

第11条 この要綱の施行に必要な事項は、民生局福祉こども部長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

第1号様式（第6条関係）

補助申請額算出調書

施設名（ ）

総事業費 A	補助対象経費 実支出予定額 B	寄付金 その他の 収入額 C	差引額 $D = B - C$	交付基準額 E	所要額 F
円	円	円	円	円	円

（注）A欄は、第3号様式の（A）と一致すること

F欄には、D欄とE欄を比較して少ない方の額（1,000円未満切捨て）を記載すること。

第2号様式（第6条関係）

事業費内訳書

区分	費　目	金　額	備　考
補助対象事業費			
	計		
補助対象外事業費			
	計		
合　計			

第3号様式（第6条関係）

看取り環境整備事業計画書

1 概要

施設種別等			
設置主体			
施設等の名称			
所在地			
看取り介護加算	1 有	2 無	
ターミナルケア加算	1 有	2 無	
権利形態	土地	1 所有	2 借地
	建物	1 所有	2 借家

2 事業内容

看取り環境の整備に必要な経費の項目	金額（円）	金額の内訳	積算方法
施設等の改修経費			
設備・備品等の購入経費			
その他、看取り環境の整備に必要な経費			
合 計	(A)		

第4号様式（第7条関係）

補助精算額算出調書

施設名（ ）

総事業費 A	補助対象経費 実支出予定額 B	寄付金 その他の 収入額 C	差引額 $D = B - C$	交付基準額 E	補助所要額 F	補助金 受入済額 G	差引補助金 所要額 $H = F - G$
円	円	円	円	円	円	円	円

(注) A欄は、第6号様式の(A)と一致すること

F欄には、D欄とE欄を比較して少ない方の額(1,000円未満切捨て)を記載すること。

第5号様式（第7条関係）

事業費精算内訳書

区分	費　目	金　額	備　考
補助対象事業費			
	計		
補助対象外事業費			
	計		
合　計			

第6号様式（第7条関係）

看取り環境整備事業報告書

1 概要

施設種別等			
設置主体			
施設等の名称			
所在地			
看取り介護加算	1 有	2 無	
ターミナルケア加算	1 有	2 無	
権利形態	土地	1 所有	2 借地
	建物	1 所有	2 借家

2 事業内容

看取り環境の整備に必要な経費の項目	金額（円）	金額の内訳	積算方法
施設等の改修経費			
設備・備品等の購入経費			
その他、看取り環境の整備に必要な経費			
合 計	(A)		